

栄東まちづくり協議会・委員会

平成 29 年 4 月 21 日 18 : 30 ~
栄東まちづくり協議会会議室

議題 :

1 平成 28 年度事業報告(案)、決算(案)

(1) 事業報告(案)

別紙 1

(2) 決算(案)

① 収支精算書

別紙 2

② 財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書)

別紙 3

<参考> 収支計算書と財務諸表の数値の相違

収支計算書	支出	11,998,328
財務諸表	事務費 + 事業費	7,335,237 + 3,644,480 = 10,979,717
	- 減価償却費	270,213
	+ 固定資産取得額	1,288,824
	合計	11,998,328

③ 会計監査報告書

別紙 4

2 部会の設置(案)

協議会規約第 13 条に基づき、下記のとおり部会を設置し、事業計画の実施計画、具体的な実施方法、予算案の検討、中・長期のマスタープランの立案等を行う。

No.	部会名	担任事業	構成員
1	防犯・防災・快適部会	防犯、防災、環境美化等の事業	下記団体の構成員等 ・栄東発展会 ・栄東まちづくりの会 ・栄東女子大小路ビル協会 ・栄東地域安全推進委員会 ・その他地域で活動する者等 部会長 1 副部会長 2 名以上
2	道路・公園部会	道路、公園のあり方の検討	
3	にぎわい部会	にぎわい創出に関する事業	
4	多文化共生部会	外国人との共生事業	
5	まちづくりビジョン策定部会	中・長期のマスタープランの策定	

【参考】

(部会)

第 13 条 委員会は、担任事業について調査、審議等を行うため部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮り別に定める。

3 栄レジャービル協会の名称変更に伴う規約改正

栄レジャービル協会が一般社団法人化に伴い「栄東女子大小路ビル協会」に名称変更されたため、規約の関連する文言を改正する。なお設立登記日が平成 29 年 4 月 3 日のため、同月 24 日に開催される総会に改正案を提案します。

報告事項：

1 平成 29 年度の事業計画

(1) 事業計画
別紙 5

(2) 予算
別紙 6

2 平成 29 年 3 月 30 日総会で決議された規約改正の成文化

(1) 役員を選出方法

<改正前>

(役員及び職務)

第 6 条 協議会に会長 1 名、副会長 2 名を置き、第 10 条に規定する委員の互選により選出する。

【参考】

(委員)

第 10 条 委員は、次の構成とする。

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1) 栄東発展会の代表 (町内会・自治会の代表) | 3 名 (別表 3) |
| (2) 栄東まちづくりの会の代表 | 1 名 |
| (3) 栄レジャービル協会の代表 | 1 名 |
| (4) 栄東地域安全推進委員会の代表 | 1 名 |
| (5) 会長が推薦し、委員会の承認を得た者 | 若干名 |
| (6) 名古屋市職員 | 5 名 (別表 2) |

<改正後>

(役員及び職務)

第 6 条 協議会に会長 1 名、副会長 2 名を置き、第 4 条に規定する会員の互選により選出する。

【参考】

(会員)

第 4 条 協議会の会員は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

(2) (改正)附則

附 則

- 1 この規約は平成 29 年 3 月 30 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 30 日現在の役員及び監事の任期は第 8 条の定めにかかわらず、同日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

【参考】

(任期)

第 8 条 役員及び監事の任期は 2 年とする。ただし、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

- 2 役員及び監事は、再任を妨げない。
- 3 役員及び監事が任期の途中で退任する場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 その他

(1) 議事録の公開

委員会、総会の議事録は会議資料とともに、協議会ウェブサイトに掲載し、公開する。

(2) その他

平成 28 年度事業報告書

栄東まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）は、ミニポートピア栄設置に伴う環境整備協力費を活用したまちづくり事業を行う団体として、栄 4 丁目及び 5 丁目（以下、栄東地区という。）の町内会、まちづくり団体、民間団体、行政関係者で構成され、平成 27 年 12 月 24 日のミニポートピア栄の開業に先立つ同年 9 月 30 日に設立されました。

平成 28 年度の環境整備協力費はミニポートピア栄の営業期間が短かったため、事務局立上げ、運営経費のほか、平成 29 年度からの事業の本格実施のために、地域の課題、その解決の方向性等について調査を行う住民等へのアンケート調査、ワークショップ等の経費が予算化され、これらを実施した。

1 調査検討事業

栄東地区まちづくりアンケート調査及びワークショップの実施

(1) アンケート調査

① 目的

今後、栄東地区で進めていく事業やまちづくりの方向性、住民等のニーズを把握するため、住民、事業者、就労者、来訪者が栄東地区の現状をどのように考え、どのようなまちが望ましいと考えているかなどを設問としたアンケート調査を実施した。

② 調査の概要

ア 調査方法

栄東まちづくり協議会の会員の協力のもと、栄東地区の住民等に直接配布回収により行った。

イ 調査期間

平成 28 年 7 月 20 日～8 月中旬（8 月 8 日が期限であったが期限後も回収）

ウ 設問

栄東地区の現状に対する認識、評価、望ましいまちの姿、回答者の属性など 19 問。

エ 配布・回収結果

配布枚数：3,600 枚

回収枚数：1,194 件（回収率 33.2%）

(2) ワークショップの実施

会員、地域住民、事業者とアンケートの結果で把握された地域課題を共有し、課題解決策、栄東地区の望ましい将来像を議論し、協議会の今後の事業計画に反映させるため、ワークショップを開催した。

日付	分類	議 題	参加者 (カッコ内数字は人数)
10/11	まちづくり 構想	1 栄東地区アンケート結果 2 構想策定の目的 3 部会の構成 4 策定スケジュール	町内会 (9) まちづくりの会 (1) 地域安全推進委員会 (2) レジャービル協会 (1) 地元企業 (3) 行政(5) 合計 21 人
10/21	防犯	1 栄東地区アンケート結果 2 防犯カメラについて	町内会 (5) まちづくりの会 (1) 地域安全推進委員会 (1) レジャービル協会 (2) 行政(1) 合計 10 人
10/21	にぎわい づくり	1 栄東地区アンケート結果 2 にぎわいづくりについて ・ 現行イベント (夏祭り、イルミネーション・イベント) の継承、イルミネーションの延長 ・ 街灯のリニューアル ・ 公衆無線 LAN (Free Wi-Fi) の整備 ・ 情報発信力の向上	町内会 (4) まちづくりの会 (1) 地域安全推進委員会 (2) レジャービル協会 (2) 合計 9 人
10/31	公園	1 池田公園の現状 2 栄東地区アンケート結果 3 池田公園の再整備 4 イルミネーションの延長 5 どんぐり広場のあり方	町内会 (4) まちづくりの会 (1) 地域安全推進委員会 (1) レジャービル協会 (2) 合計 8 人
11/8	道路	1 東栄通の新たな空間構成の検討 2 瓦通の路上自転車の調査結果	町内会 (4) まちづくりの会 (1) 地域安全推進委員会 (2) レジャービル協会 (2) 行政 (9) 合計 18 人
11/9	多文化 共生	1 名古屋市及び中区における外国の人口 2 栄東地区アンケート結果 3 多文化共生について	町内会 (3) まちづくりの会 (1) 地域安全推進委員会 (2)

			レジャービル協会 (2) 外国人支援団体 (2) 行政 (2) 合計 12 人
11/14	防災	1 名古屋市及び中区における地震、洪水の被害予測 2 栄東地区アンケート結果 3 名古屋市「助け合いの仕組みづくり」	町内会 (3) まちづくりの会 (1) 地域安全推進委員会 (2) レジャービル協会 (1) 行政 (1) 合計 8 人

(7 回延べ 86 人)

(2) 経費

3,186,000 円

2 広報活動

(1) ウェブサイトの構築

① 目的

協議会及びその事業を効率的、効果的に広報するため、デザイン性に優れ、訴求力のある公式ウェブサイトとし、かつ CMS (Content Management System) の構築により、職員がコンテンツを更新可能な仕組みとし、ランニングコストの削減と機動性を確保する。

② 制作期間

平成 29 年 3 月 3 日から同月 31 日

③ 経費

438,480 円

(2) 広報紙の発行

① 目的

協議会の目的、事業、財源、組織、平成 28 年度事業計画、予算、栄東地区まちづくりアンケートの結果を地域住民、事業者に周知するため、広報紙を作成し、配布した。

② 発行日等

- ・ 発行日 平成 28 年 12 月 5 日
- ・ 発行部数 2,300 部

③ 経費

20,000 円 (原稿料)

(第9号様式)

収 支 精 算 書

収 入 (A)		支 出 (B)		差 引
事 項	金額(円)	事 項	金額(円)	(A) - (B)
補助金	12,000,000	事務費 協議会運営経費	8,353,848	
雑収入	26	事務局職員の人件費、事務所 賃料、備品購入費、消耗品費、 通信費等		
		事業費	3,644,480	
		調査検討事業 アンケート、ワークショップ	3,186,000	
		広報活動 ウェブサイト、広報紙	458,480	
合 計	12,000,026	合 計	11,998,328	1,698

損益計算書

栄東まちづくり協議会

自 平成 28年 4月 1日
至 平成 29年 3月 31日

単位：円

科 目		金 額	
【 総 収 入 高 】			
受 取 補 助 金 等		11,998,302	
受 取 利 息		26	11,998,328
	売 上 総 利 益 金 額		11,998,328
【 事 務 費 】			
給 与 手 当		4,099,084	
福 利 厚 生 費		658,721	
通 信 費		138,450	
減 価 償 却 費		270,213	
貸 借 料		835,920	
保 険 料		9,300	
水 道 光 熱 費		71,413	
消 耗 什 器 備 品 費		948,237	
消 耗 品 費		109,086	
租 税 公 課		1,000	
諸 謝 金 費		178,200	
雑 費		15,613	7,335,237
	當 業 利 益 金 額		4,663,091
【 事 業 費 】			
委 託 費 (事 業)		3,644,480	3,644,480
	經 常 利 益 金 額		1,018,611
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		1,018,611
	当 期 純 利 益 金 額		1,018,611

平成 29 年 3 月 31 日

会計監査報告書

栄東まちづくり協議会

会長 辻本 昌孝 様

栄東まちづくり協議会規約第 7 条第 4 項及び同規程第 33 条第 2 項に基づき、平成 28 年度の関係書類を監査いたしましたところ、いずれも適正に処理されていることを確認しましたので、報告いたします。

以上

監事 鳥飼 正幸

監事 近藤 芳徳

平成 29 年度事業計画

平成 29 年度の事業計画は、平成 28 年に行った「栄東地区 まちづくりアンケート」の結果等を踏まえ、栄東地区の課題を解決するため、下記の「魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業」、「暮らしやすい地域づくりを目指す事業」を行う。

1 防犯事業

地域防犯力向上のため、栄 5 丁目に防犯カメラを整備する。また、継続して、地域巡回防犯パトロールを実施する。

2 防災事業

地域防災力向上のため、現在、まちづくりの会等で実施されている防災訓練、防災講演会を協議会とともに主催して行うことで、自助・共助の仕組みの啓発を行い、防災力を向上する。

3 池田公園再整備構想検討事業

現在、池田公園は、地域の活動の拠点として、イベント会場として使用され、また災害時の避難所としての使用も想定されている。

そのあり方について十分な調査、検討を行い、30 年度以降の再整備につなげることとする。

なお、池田公園の治安、衛生の確保のため、持続可能な維持管理体制が必要で、パークマネジメントの手法についても検討していく。

4 道路空間再整備構想検討事業

違法駐車・駐輪がされにくい道路、歩きやすく、かつ、にぎわいのある道路空間とするため、自動車の通行規制等の社会実験の実施も含め、道路のあり方、道路空間の再配分等の再整備構想を検討する。

5 多文化共生事業

中区は、栄を中心とした商業地区が就業地となり、名古屋市の区の中で外国人の総数、人口比が最も高い。

栄東地区を外国人が暮らしやすい街とするため、また外国人と地域住民の交流を図るため、外国人の子ども等への日本語、生活文化、習慣の教育、外国人の相談等の事業に取り組む。

また、今後の多文化共生事業の企画、実施するため、実際の在住者、就業者の生活実態等の調査を行う。

6 地域活性化事業

名古屋の都心部は名駅地区がビジネス地区、商業地区としても発展し、栄地区では大津通を中心とした栄 3 丁目地区が商業地としてにぎわっていて、栄東地区は一部で新しい店舗の出店があるものの、相対的な地盤沈下が指摘されている。

こうした状況から、従来からの継続したイベントである夏祭り、イルミネーション・イベントの設営、イルミネーション装飾に加え、商業地区の新しい街灯のモデル設置、公衆無線 LAN (Free Wi-Fi) などのハードを中心とした事業、商業地区の再開発、リノベーションによるにぎわいづくりなどの地域活性化事業を行う。

(1) 夏祭り、イルミネーションオープニングイベントの設営

栄東まちづくりの会、栄レジジャービル協会等が共催する夏祭り、イルミネーションオープニングイベントに協議会がともに主催して、テント、椅子、机、ステージ等の設営を行う。

(2) イルミネーション装飾

従来はイルミネーションの装飾は池田公園内のみであるが、現地まで来ないと装飾があることがわからないことから、栄周辺の誘客促進のため、池田公園から広小路、久屋大通までの路上を延長する。

(3) 商業地区の街灯のモデル整備

現在は「栄ウォーク街」と表記された街灯が地区内に多くあるが、老朽化が進み、デザイン的にも陳腐化している。これを今後、継続的に整備していくため、一部の通りに新しい街灯をモデル設置し、明るさの向上とにぎわいづくりを図る。

(4) 公衆無線 LAN (Free Wi-Fi) の整備とアプリの開発

現在、全国の観光地を中心に、屋外でスマホを利用する若い世代を中心とした世代、国内通信事業者とキャリア契約していない外国人の誘客のため、公衆無線 LAN (Free Wi-Fi) の整備が進んでいる。名古屋市においても、名古屋駅西銀座商店街、栄ミナミ地区、大須商店街でも整備がされている。

栄東地区においても、前記(3)でモデル整備する新しい街灯周辺、イベント会場として利用される池田公園を Free Wi-Fi エリアとするため、公衆無線 LAN を整備し、あわせて栄東地区の魅力を発信するための情報が詰まった「栄東ポータル」(WEB 上の情報の入り口)を開発する。そして、このポータルを栄東地区の店舗と共同で、より魅力あるものに育てていく。

(5) 商業地区活性化の研究

栄東地区の商業ビルは栄レジジャービル協会のアンケート調査によると、入居率が 65% と低迷している。また雑居ビルの多くは古く、形状も道路面 (ファサード) は上下の階段、エレベーターの動線と店舗の横壁という魅力に乏しいものとなっている。

雑居ビルの多くは収益性の低さから建替えが進まず、または解体後はリスクの低いコインパーキングへの用途転換が進み、商業地区としての魅力、にぎわいが低下してきている。

こうした状況を打開するため、まちづくりの視点から、再開発、リノベーション等による魅力、にぎわいの回復の可能性、手法を研究する。

7 まちづくりビジョン (仮称) の策定

協議会として今後ともまちづくり事業を継続的に行っていくためには、栄東地区を将来、どんな街にしていくべきか、そのためにどのような事業を行っていくべきかなどの中長期的なマスタープランを住民、事業者と協議しつつ策定し、そのビジョンに従って、毎年度の事業計画を策定していくべきものとする。

平成 28 年度に行ったアンケート、ワークショップ、栄東まちづくりの会が同 28 年度に行った「まちづくり構想」などをもとに、「まちづくりビジョン」(仮称) の策定を行う。

8 調査研究事業

今後とも、協議会が様々な事業を企画、実施していくためには、全国のまちづくりに関する情報を収集し、研究していくことが必要となる。そのために、先進事例の視察、まちづくり団体への加入又は連携等を行う。

